五戸町こども医療費助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、乳幼児から高等学校３年卒業までの年齢に達する者の入通院費に係る医療費の保険診療分の自己負担分について助成し、保護者の家計圧迫に対する不安を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第２条　この要綱において「保護者」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条に規定する保護者で、現に乳幼児等の生計を維持しているものをいう。

２　この要綱において「医療費」とは、乳幼児等が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

３　この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（１）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

（２）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

（３）　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

（４）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

（５）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

（６）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

　（助成の要件）

第３条　医療費の助成は、五戸町に住所を有し、次に掲げる者に対して行うものとする。

（１）　五戸町乳幼児等医療費給付事業条例（平成５年９月１７日条例第１１号）第３条の規定により所得制限を超過した保護者

（２）　高等学校就学の始期から終期に達するまでの、１６歳から１８歳までの者の保護者（１６歳に達する以前の４月２日から１８歳に達する以後の最初の３月３１日までの間にある者の保護者）

（償還払い）

第４条　医療費の給付は償還払いにより助成するものとし、医療の給付を受けた日の属する翌月の初日から起算して６か月以内に五戸町乳幼児等医療費助成申請書（様式第１号）に次に定める書類を添えて町長に申請するものとする。

（１）　医療費等助成申請書

（２）　医療機関等発行の領収書

（３）　保険証の写し

（４）　保護者の金融機関口座の写し

（５）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、申請者を助成決定者とし、当該申請書を受理した日から遅滞なく、助成費用を支払うものとする。

（決定通知等）

第５条　町長は、前条の規定により申請者を助成決定者としたときには「医療費助成決定通知書」（様式第２号）により、不適当と認めたときには「助成償還払不承認通知書」（様式第３号）により通知するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めのない必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附　則

　この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　旧要綱によりなされている申請は、この要綱の規定によりなされた申請とみなす。